

グループホーム・コミュニティハウス北条 利用料金表

介護保険利用(1割分)

1日当たりの利用金額 (円)	
要支援2	749
要介護1	753
要介護2	788
要介護3	812
要介護4	828
要介護5	845

基本料金

1ヵ月(30日)利用の場合		1日
家賃	35,000	/
共益費	5,000	/
食費	42,000	1,400
水・光熱費	12,000	400
計	94,000	

※入退居時の日数が15日を超えない場合、家賃、共益費は半額とし、15日を超える場合は全額お支払い頂きます。

※食費、水・光熱費は1日単位の金額を頂きます。

加算関係

対象者のみ	初期加算	入居後30日は初期加算が算定され、1日につき30円加算されます。
	若年性認知症加算	65歳未満の入居者の方に関しては、若年性認知症加算1日120円加算されます。
全員対象	サービス提供体制加算Ⅱ	1日につき18円加算されます。
	医療連携体制加算Ⅰハ	1日につき37円加算されます。 ※要支援2の方には加算されません。
	協力医療機関連携加算	1月につき100円加算されます。 ※要支援2の方には加算されません。
	生産性向上推進体制加算Ⅱ	1月につき10円加算されます。
介護職員処遇改善加算Ⅱ	介護職員の処遇改善を目的とした処遇改善加算が介護保険利用(1割) + 各加算の1ヵ月合算に対し17.8%加算されます。	
退居時情報提供加算	医療機関へ退居される入居者等について、退居後の医療機関に対して入居者等を紹介する際、入居者の同意を得て、当該入居者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入居者等1人につき1回限り250円加算されます	
新興感染症等施設療養費	入居者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入居者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として240円加算されます。	

《利用例》

要支援2の認定を受けておられる方が1月(30日間)に利用した場合。

介護保険利用	基本料金	計
27,117	94,000	121,117

要介護1の認定を受けておられる方が4月(30日間)に利用した場合。

介護保険利用	基本料金	計
28,684	94,000	122,684

要介護2の認定を受けておられる方が4月(30日間)に利用した場合。

介護保険利用	基本料金	計
29,921	94,000	123,921

要介護3の認定を受けておられる方が4月(30日間)に利用した場合。

介護保険利用	基本料金	計
30,769	94,000	124,769

要介護4の認定を受けておられる方が4月(30日間)に利用した場合。

介護保険利用	基本料金	計
31,334	94,000	125,334

要介護5の認定を受けておられる方が4月(30日間)に利用した場合。

介護保険利用	基本料金	計
31,935	94,000	125,935